

自動販売機の規格および遵守事項等

1 自動販売機の規格および条件

(1) 大きさおよびデザイン

ア 自動販売機の大きさは、【別紙 2】市立秋田総合病院自動販売機募集物件一覧による。

イ 設置場所の周辺環境に配慮したデザイン、外観色等にすること。

(2) 環境対策

省エネのため「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」ならびに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

(3) 騒音対策

病棟に設置する自動販売機については、療養の妨げにならないように運転音や飲料の落下音等に配慮した騒音対策をとった機器とする。

2 遵守事項

(1) 安全対策

ア 自動販売機の設置にあたっては、転倒・盗難防止など、安全に十分配慮すること。

イ 転倒防止のため、「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)および「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じること。

ウ 食品衛生に関しては、「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)および「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けること。

エ 防犯のため、硬貨選別装置および紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪防止に万全を尽くすこと。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、盗難防止に努めること。

(2) 使用済み容器の回収

ア 使用済み容器回収ボックスを自動販売機 1 台に 1 個の割合で自動販売機脇に設置し、随時回収すること。また、必要に応じ回収ボックスを増設すること。

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材は、プラスチック製とすること。

(イ) 容積は、回収頻度および回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れ、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

(ウ) 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は、紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図ること。

ウ 使用済み容器の処理については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）」等、関係法令に基づいて適切に処理すること。

(3) 自動販売機の設置および管理運営

ア 自動販売機の設置、維持管理および撤去に関する経費は、設置事業者の負担とする。

イ 設置事業者は、商品の補充および変更、消費期限の確認、売上金の回収および釣り銭の補充ならびに自動販売機内部・外部および設置場所周辺の清掃などを行うこと。

ウ 設置事業者は、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

エ 設置事業者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機本体に設置事業所の連絡先を明記し、故障、問い合わせおよび苦情について即時対応すること。

オ 自動販売機、回収ボックスおよび商品の盗難・破損について、市立秋田総合病院はその責めを負わない。

カ 設置事業者は、自動販売機、回収ボックスおよび商品が汚損・毀損したときは、速やかに復旧すること。

キ 設置事業者は、自動販売機の売上実績を契約履行開始日から月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに報告すること。

ク 市立秋田総合病院が必要としたときは、機器のメンテナンス記録、トラブル対処の記録その他必要と認める資料等を遅滞なく提出すること。

3 販売商品の種類等

(1) 種類は、酒類又はその類似品を除く飲料とし、設置場所ごとの条件は、**【別紙2】市立秋田総合病院自動販売機募集物件一覧**のとおりとすること。

(2) 価格は、メーカー希望小売価格(定価)以下とすること。